

女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議の開催について

令和 7 年 7 月 9 日
関係府省申合せ案

1. 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)において、女性用トイレの利用環境の改善に向けた対策の推進が位置付けられたことを踏まえ、関係府省間の緊密な連携を確保し、効果的な施策の検討・実施を図るため、女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
副議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼内閣府男女共同参画局長
国土交通省総合政策局長
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
総務省大臣官房地域力創造審議官
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
厚生労働省健康・生活衛生局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
3. 連絡会議の下に幹事会を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、内閣府及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。